

介護老人保健施設ひいらぎ 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 算定状況公表

1. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）について

介護老人保健施設では、入所者の方に対し、肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪等について、医師による診断のもと、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合に、厚生労働省が定める「所定疾患施設療養費（Ⅰ）」を算定しております。

当施設では、入所者の皆さまが安心して療養生活を送れるよう、医師・看護師・介護職員等が連携し、適切な健康管理に努めております。

2. 対象となる疾患

対象疾患	主な治療内容
肺炎	抗菌薬投与、点滴、状態観察等
尿路感染症	抗菌薬投与、尿検査、点滴等
带状疱疹	抗ウイルス薬投与、疼痛管理等
蜂窩織炎	抗菌薬投与、患部観察等
慢性心不全の増悪	内服調整、点滴、酸素管理等

3. 年度別算定状況

令和7年度

疾患名	算定日数
肺炎	0日
尿路感染症	8日
带状疱疹	0日
蜂窩織炎	0日
慢性心不全の増悪	0日

※厚生労働省通知に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅰ）の算定状況を公表しております。